

医療情報システム運用管理規程（抜粋）

1（目的）

この規程は、総武病院（以下「病院」という。）における、病院医療情報システムの安全かつ合理的な運用を図り、併せて、法令に基づき保存が義務づけられている診療録（診療諸記録を含む。）

（以下「保存義務のある情報」という。）の電子媒体による運用の適正な管理を図るために、必要な事項を定めるものとする。

2（定義）

病院医療情報システムとは、電子カルテシステム及び電子カルテシステムと接続する各部門システム並びに電子カルテシステム及び各部門システムに接続する各部署の接続機器および医事システムのことをいう。

病院医療情報システムは、次の各号に掲げる基本原則に則り運用する。

(1) 保存義務のある情報の電子媒体による保存については、情報の真正性、見読性、保存性を確保する。

(2) 病院医療情報システムの利用にあたっては、守秘義務を遵守し、患者個人の情報を保護する。

(3) 病院医療情報システムへのコンピュータ・ウィルスの感染及び外部からの不正アクセスに対しては、必要な対策を直ちに講じる。ソフトのインストールは病院医療情報システムの管理者が必要と認めたもののみとし、それ以外のインストールを禁止する。

(4) 病院管理以外の電磁的記憶媒体（以下「USB メモリー」という。）の使用を禁止する。

また、病院管理の USB メモリーの利用にあたっては、電磁的記憶媒体使用申請書により利用申請を行い、システム管理者の承認を得る。

3（病院医療情報システムの管理体制）

病院医療情報システムを管理するため、次の各号に掲げる責任者を置き、管理体制は別に示すとおりとする。

(1) 病院医療情報システムの管理責任者（以下「システム管理責任者」という。）を置き、病院長もつて充てる。

(2) 病院医療情報システムの管理者（以下「システム管理者」という。）を置き、システム管理責任者が指名する。

(3) 各部門システムの監視責任者（以下「監視責任者」という。）を置き、各部門の長をもつて充てる。

(4) 病院医療情報システムの運用管理状況等の監査責任者（以下「監査責任者」）を置き、事務長をもつて充てる。

4 (システム管理責任者)

システム管理責任者は、病院医療情報システムの管理・運営を統括し、本規程を病院の所属職員に周知するとともに、規程に基づき作成された文書を閲覧に供し保管する。

5 (システム管理者)

システム管理者は、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 病院医療情報システムを安全で合理的に運用し、運用上に問題が生じた場合は、速やかにシステム管理責任者に報告する。
- (2) 利用マニュアル及び仕様書等を整備し、必要に応じて速やかに利用できるよう各部門に周知する。
- (3) 病院医療情報システムの有効活用を図り、機器の配置及び利用について決定する。
- (4) 利用者に対して、病院医療情報システムの安全な運用に必要な知識及び技能を研修する。
- (5) 病院医療情報システムと外部システムとのデータの連携に関して、システム管理責任者の承認を得る。

6 (監視責任者)

監視責任者は、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 部門システムの内容に変更が必要な場合は、システム管理者の承認を得る。
- (2) 部門システムに問題が生じた場合は、直ちにシステム管理者に報告する。

7 (監査責任者)

監査責任者は、病院医療情報システムの運用が安全かつ合理的に行われているかを監査し、問題解決の改善策を提案する。

8 (医療情報システム運用管理委員会)

病院医療情報システムの安全かつ合理的な運用を図るため、医療情報システム運用管理委員会（以下「運用管理委員会」という。）を置く。また、運用管理委員会に関する事項は別に定める。